

赤い羽根「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金（ボラサポ）」
「災害時の助成」に係る助成方針

1. 趣旨

災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置される等災害ボランティア活動が行われた際に、当該災害の救援・復旧・復興のための支援活動を行う NPO・ボランティア団体等民間非営利団体に対して、その活動にかかわる費用の助成を行う。

2. 助成対象団体

被災者への救援・復旧・復興のための支援活動を行うボランティアグループ、特定非営利活動法人（以下、NPO 法人）、社会福祉法人、学校法人、公益法人、一般社団法人等、以下の要件に当てはまる民間非営利団体とする。

- ・ 5 名以上で構成されていること。
- ・ 法人格の有無は問わない。

3. 助成対象とする活動

①緊急救援活動、②生活支援活動、③復興支援～コミュニティの再構築に係る活動、のなかから、災害の状況や時期、寄付金額等に応じて助成対象とする活動を決定する。

なお、復興支援期において、被災地の都道府県共同募金会等と連携し、被災地での住民が支え合う活動等の助成を実施することができる。その場合は、上記①～③の活動に加えて、④次の災害に備えた活動や防災・減災の活動に助成することも可能とする。

4. 1 団体あたりの助成金額

上記 3－①～③の活動の場合は、概ね以下の金額を目安とする。

（1）30 日以内の短期の活動の場合：1 団体あたり 50 万円を上限とする。

（2）30 日以上の中長期の活動の場合：1 団体あたり 300 万円を上限とする。

上記 3－④の活動の場合は、その都度、被災地の都道府県共同募金会等と協議の上決定する。

5. 助成対象とする費用

活動に要する費用、拠点設置費用、旅費を対象とする。

6. 助成対象団体の募集と決定

助成対象団体の募集方法は、災害の状況や寄付額、被災地の都道府県共同募金会の対応等を勘案しつつ、運営・審査委員会の意見をふまえ、公募助成または非公募の計画助成のいずれかに決定する。

① 公募助成

公募助成を行う場合は、助成要項を作成して団体の募集を行い、運営・審査委員会で審査のうえ助成対象団体を決定する。

② 非公募の計画助成

非公募の計画助成を行う場合は、被災地の都道府県・指定都市社会福祉協議会、全国災害ボランテ

ィア支援団体ネットワーク（JVOAD）、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）等からの推薦により、運営・審査委員会の意見をきいて、助成対象団体を決定する。

7. 報告

助成を受けた団体に対し、助成期間終了後おおむね1か月以内に、活動報告書類の提出を求める。